

公益財団法人せたがや文化財団館長の報酬等に関する規程

平成 15 年 4 月 1 日

せ文財規程第 11 号

(適用範囲)

第 1 条 公益財団法人せたがや文化財団（以下「財団」という。）における館長の職にあるもの（以下「館長」という。）に対しては、この規程の定めるところにより、報酬等を支払うことができる。

(対象となる館長)

第 2 条 この規程の対象となる館長は、次のとおりとする。

- (1) 世田谷文化生活情報センター館長
- (2) 世田谷美術館館長
- (3) 世田谷文学館館長

(報酬の額)

第 3 条 館長の報酬は、月額とし、その額は予算の範囲内において、別表に定めるところにより、理事長が世田谷区長と協議の上、定める額とする。

(新たに就任したときの報酬)

第 4 条 新たに館長となった者には、その日から報酬を支払い、報酬額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支払う。

2 前項の規定により報酬を支払う場合であって、月の初日から支給するとき以外のときは、その報酬支払額は、その月の現日数を基礎として、日割により計算する。

(退任時の報酬)

第 5 条 館長が死亡したときは、当該死亡した日の属する月の報酬全額を支払う。

2 館長が死亡以外の事由により退任し、又は解任されたときは、当該退任し、又は解任された日までの報酬を支払う。この場合において、その報酬支払額は、その月の現日数を基礎として、日割により計算する。

(通勤手当)

第 6 条 館長には、通勤手当を支給することができる。

(費用弁償)

第 7 条 館長には費用を弁償することができる。

2 館長が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。旅費の種類及び支給方法は、公益財団法人せたがや文化財団旅費規程（平成 15 年

4月1日せ文財規程第4号)の定めるところによる。

(特別手当)

第8条 館長(非常勤である者を除く。)には、特別手当として期末手当を支給することができる。

2 前項の特別手当の支給率は、理事長が世田谷区長と協議の上、定める率とする。

(職員給与規程の準用)

第9条 報酬及び特別手当の支給方法、支給手続その他については、この規程に定めるほか、公益財団法人せたがや文化財団職員給与規程(平成15年4月1日せ文財規程第3号)の例による。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 期末手当の支給割合を決定するのに必要な勤務期間及び勤務期間から除算すべき期間は、財団法人世田谷区美術振興財団及び財団法人コミュニティ振興交流財団における勤務期間及び勤務期間から除算すべき期間を引き継ぐものとする。

附 則

この規程は、平成29年2月14日から施行する。

別 表 (第3条関係)

報酬月額 (一人あたり上限)	年度総額 (一人あたり上限)
830,000円	9,960,000円